

屋外広告物にはルールがあります

～はじめに～

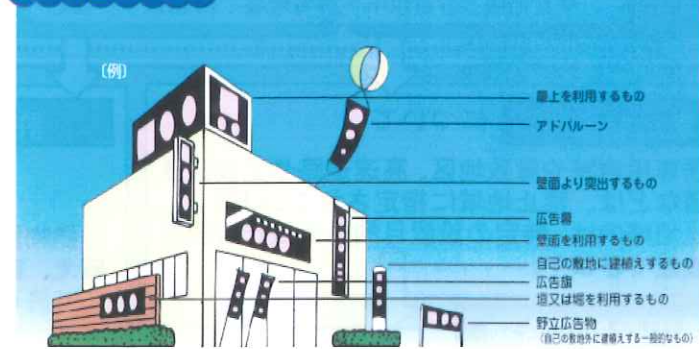
兵庫県においては、良好な景観形成を推進するため、県と市町が協同して、違反広告物対策とこれを設置した屋外広告業者への指導監督の強化に努めているところです。
県民の皆さまにおかれましても、屋外広告物のルールを守るようお願いいたします。

屋外広告物とは？

常時または一定期間継続して、屋外で、公衆に表示される広告板などのことです。

具体的には、建物の壁面や屋上に取り付けられる広告板、地面に直接建て植えされた広告板のほか、はり紙、はり札、立看板、のぼり旗などをいいます。

屋外広告物の種類



屋外広告物のルールとは？

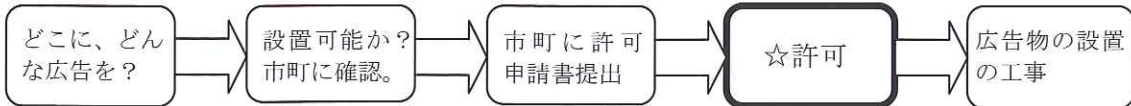
「良好な景観の形成」、「風致の維持」、「公衆に対する危害防止」などを目的として、兵庫県屋外広告物条例に基づき、広告物の大きさや色彩などのほか、広告物の設置ができない地域や物件などのルールが定められています。

屋外広告物を表示するには？

屋外広告物を表示する場合には、原則、設置場所の市町長の許可が必要です。

(一部、小規模な自家用広告物など、許可申請が不要な場合があります。)

広告物を設置する場合には、あらかじめ市町屋外広告物担当課にご相談下さい。



☆許可が必要です。

屋外広告物の設置は、原則、設置場所の市町長の許可が必要です。また、許可を受けた屋外広告物には、許可証の貼りつけが義務づけられています。



☆屋外広告業の登録が必要です。

兵庫県内で業として屋外広告物の設置を行う者は、兵庫県の屋外広告業者登録が必要です。

兵庫県の登録番号は、兵広登(○)第○○号です。

◆◆◆◆ 土地所有者の皆さまへ ◆◆◆◆

屋外広告業者と看板用地の貸付契約をするときは、事前に市町の審査を受けているかご確認いただき、違反となる広告物が設置されないようご協力をお願いします。

問い合わせ先

●屋外広告物の許可（表示・設置）に関すること

設置する市町の屋外広告物担当課 http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd23/wd23_000000029.html

●屋外広告業者に関すること

兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課景観形成室 TEL078-362-3642

「兵庫県屋外広告物条例しおり」を下記アドレスよりご覧頂けます。

http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd23/wd23_00000020.html

屋外広告物設置の規制（抜粋）

地域に係る規制

禁止地域

原則、広告物を表示してはならない地域。

許可地域

許可を受けることにより、広告物を表示できる地域。

地域によらず、**小規模な自家用広告物**は、許可を受けることなく表示できます。

表示面積合計

禁止地域：5㎡以下 許可地域：10㎡以下 など

物件に係る規制

禁止物件

広告物を表示してはならない物件。



(例) 信号機、道路標識など

禁止地域

について

住居専用地域や風致地区、高速道路や主要県道の沿道などは、禁止地域に指定されています。
禁止地域内は、特定の設置目的をもった広告物のみ設置できます。

適用除外広告物

どんな目的で設置しますか？

設置目的が以下の広告物のみ、**適用除外許可**を受けにより表示できます。

- ・ **自家用広告物**
- ・ **案内誘導広告物**

- ・ **自家用広告物**とは、自己の店名や商標又は自己の事業や営業内容の表示を目的とし、自己の事業所等に表示する広告物です。
- ・ **案内誘導広告物**とは、特定の施設等への案内誘導を目的とする広告物です。

どんな箇所に設置しますか？

設置箇所に応じて適用除外許可基準が定められています。

許可地域

について

どんな箇所に設置しますか？

建物屋上利用、建物壁面利用、自己の敷地に建植え、自己の敷地外に建植えなど、設置箇所に応じて許可基準が定められています。

許可の基準（一例）

【設置箇所】自己敷地外に建植え（野立広告物）

野立広告物

(基準)

面積：一方向の表示面積10㎡以内
かつ合計20㎡以内
地上高：5m以下
相互間距離：5m以上
色彩：高彩度色2色以下 など

適用除外許可の基準（一例）

【設置目的】案内誘導のため

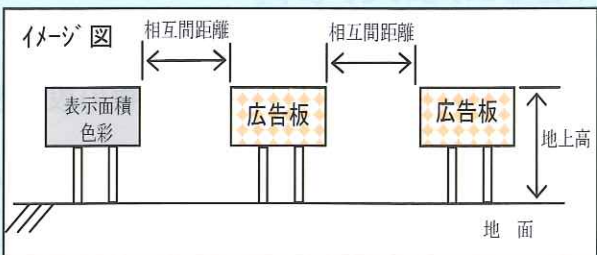
【設置箇所】自己敷地外に建植え（野立広告物）

案内誘導広告物（野立広告物）

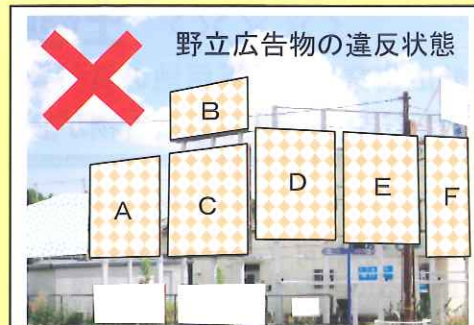
(基準)

面積：一方向の表示面積2㎡以内
地上高：3m以下
相互間距離：5m以上
色彩：高彩度色2色以下
表示方法：誘導に係る表示部分が必要 など
※集合化する場合は、一部基準が緩和されます。

自己敷地外の土地に直接設置する広告物（建植え）は、表示面積、地上高、相互間距離、色彩などの規制が掛かります。



景観に配慮し、集合化がなされています。



表示面積、地上高、相互間距離などの基準に適合せず、乱立状態になっています。